

令和 7 年度「SAGA INNOVATORS BASE」業務委託に係る
企画提案競技（企画コンペ方式）募集要領

さが産業ミライ創造ベース（以下、「RYO-FU BASE」という。）が、令和 7 年度に実施する「SAGA INNOVATORS BASE」業務（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づき企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行う。

第 1 委託業務の概要

別紙「令和 7 年度「SAGA INNOVATORS BASE」業務委託仕様書」のとおり。

第 2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

第 3 委託契約額の上限

25,552 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

第 4 参加の形態及び資格要件

企画提案競技（企画コンペ方式）に参加する者は、単独又は共同提案によるものとし、次の資格要件を全て満たすこととする（共同提案においては構成員全員が資格要件を満たすことを要する）。

また、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

（1）単独提案の場合

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- ② 佐賀県発注の契約に係る指名停止処置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 公告の日の 6 か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- ⑤ 佐賀県内に事業所等を所有する者にあたっては、県税の滞納がないこと。
- ⑥ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- ⑦ 第4 参加の形態及び資格要件（2）に記載する共同提案を行う、共同事業体の構成員ではないこと。

（2）共同提案の場合

- ① 代表者（幹事者）又は代表となる団体等を定めること。
② 全ての構成員は、第4 参加の形態及び資格要件（1）の①から⑥までの条件を満たすこと。

共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

- ③ 全ての構成員は今回、共同提案を行う他の共同事業体の構成員ではないこと。
また、単独で提案を行っていないこと。

第5 提出書類等

1 提出する書類及び提出期限

- （1）参加資格審査関係書類（各1部） 令和7年4月3日（木）12時必着

- ① 参加申込書（単独提案：様式1－1、共同提案：様式1－2）
② 誓約書（様式2）

※誓約書は氏名の欄に契約、申請等の担当部署の責任者の氏名の自署を付記し、法人名、法人代表者の氏名、役職及びふりがなを記名とすること。また、契約、申請等の担当部署の責任者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面（名刺等）を添付すること。共同提案の場合は、構成員全員の誓約書を提出すること。

- ③ 会社概要（任意様式） ※法人の概要がわかるパンフレット等
④ 共同企業体に掛かる協定書の写し（任意様式、共同提案の場合のみ）

- （2）企画関係書類（PDF形式） 令和7年4月16日（水）12時必着

- ① 企画提案書

ア 様式

A4サイズで、任意様式とする。

ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

イ 盛り込むべき内容

別紙「令和7年度「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」企画・運営等業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「第5 業務内容」に示す項目を参考に項目整理し、業務の具体的な内容やスケジュールなど、提案する内容とそれに付随する事項等をすべて盛り込んで作成すること。

- ② 実施体制図

ア 様式

任意様式とする。

イ 盛り込むべき内容

以下のとおり、本業務を履行する体制などについて記載すること。

- ・本業務の統括責任者、各業務担当者、その他協力団体等の支援体制及び役割分担
- ・主な再委託先等

- ③ 見積書

ア 様式

A4サイズで、任意様式とする。

RYO-FU BASE C00 宛てとし、企画提案者の商号又は名称、代表者職氏名を記載すること。

イ 盛り込むべき内容

見積価格は審査における評価項目の1つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

④ 業務実績書（様式3）

共同提案においては構成員全員の実績を記入すること。

2 提出方法

「第5 提出書類等」に示す書類はRYO-FU BASE 公募サイトにて提出を受け付ける。公募サイトについてはRYO-FU BASE のホームページ下部にある各種リンクよりアクセス (<https://ryofubase.jp>) するか、右記の二次元コードを読み込み、アクセスすること。

公募サイトにアクセス後、アカウントを新規作成し、提出すること。



3 留意事項

- (1) 企画提案書は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 企画提案書の受領後、RYO-FU BASE が必要であると判断した場合には、補足資料等の提出を求めることがある。
- (3) 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- (4) 令和7年3月26日（水）午前11時にオンラインでの説明会を開催予定である。参加希望者は令和7年3月25日（火）午前12時までに参加希望のメールを送付すること。応募に当たって参加必須ではないが、本事業の理解のため参加を推奨する。

第6 企画提案競技（企画コンペ方式）に係るスケジュールと内容

(1) 公募要領の公表

令和7年3月21日（金）にRYO-FU BASE のホームページで公表する。

(2) 書類の提出

「第5 提出書類等」のとおり。

(3) 参加資格の確認

「第5 提出書類等 1（1）」で提出された書類を審査のうえ、参加資格の適否を決定する。確認結果は令和7年4月15日（火）までに通知する。

(4) 企画提案競技（企画コンペ方式）の開催

ア 委託先の選定

企画提案競技（企画コンペ方式）のプレゼンテーションを、令和7年4月21日（月）に実施（予定）する。プレゼンテーションの場所及び時間は参加者に別途通知する。

プレゼンテーションの内容と、企画提案書の内容とを総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行ったものを選定する。

イ 選定基準

- ・企画提案の審査は、別に定める評価基準に基づき審査する。
- ・4名の審査員が各100点満点で採点し、評価点の合計が65%以上の者のみを選定の対象とする。
- ・企画提案競技（企画コンペ方式）の参加者が1者のみの場合でも、その者が上記基準を満たしている場合にはその者を契約候補者とする。

ウ 結果通知日

令和7年4月24日（木）を予定。

エ 通知方法

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。電話等による問合せには、一切応じない。

オ その他

プレゼンテーション方法については、特に指定はないが、PowerPoint 等を用いて実施したい場合は、県においてパソコン、プロジェクター及びスクリーンを準備するため、事前に連絡すること。

第7 業務の委託契約

- (1) 企画提案書に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。
- (2) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続きを行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

第8 契約の締結

令和7年5月1日（木）を予定。

第9 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に本募集要領「第4 参加の形態及び資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の参加者の協力者となった場合
- (5) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を順守しない場合

第10 その他留意事項

- (1) 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (5) 企画提案競技（企画コンペ方式）に関する問合せは電話・FAX・メールで受け付ける。また、質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- (6) 令和7年度において、佐賀県から予算の交付がなされない場合には、本業務の委託手続きについて中止の措置を行うものとする。

なお、佐賀県から予算の交付がなされない場合においても、本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しないものとする。

第11 担当（問合せ先）

RYO-FU BASE 担当者：西本

所在地 〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商工ビル4階

電話：0952-25-8822 メール：info@ryofubase.jp